

35人学級の対応に係る（経常）論点メモ（区）

項目		確認事項等	区側説明
1	総論	<ul style="list-style-type: none"> 標準区経費の引下げの実施案を提示 標準区経費の引下げの実施手順を説明 	No.2以下の区側説明のとおり提示する。
2	調整率	<ul style="list-style-type: none"> 標準区経費の引き下げにあたって、基本となる調整方法は、「標準行政規模（変更後）÷標準行政規模（変更前）」で求める率（以下、調整率）を各経費に乗じる、という理解でよいか 	お見込みのとおりである。
3		<ul style="list-style-type: none"> 調整率について、有効桁数をどうするか 	調整率は小数点以下5桁と考えている。 なお、調整率によって、金額に乖離が生じる場合の取扱いは、No.9のとおり対応すべきと考えている。
4		<ul style="list-style-type: none"> 現在の標準区経費は、百円単位・十円単位・一円単位で四捨五入している経費も多数あり、経費引下げ後も極力同様に処理すべきと考えるが、この点に関する区の見解 	百円単位・十円単位・一円単位で四捨五入している経費は、区側も都側と同様に、引き続き各単位で四捨五入とすべきと考えている。
5	調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定財源、特に国や都の補助金については、実態としても千円単位で交付されることが多い。そのため、財調上も現在百円単位で四捨五入しているものについては、引き下げ後も同様の整理とすべきと考えるが、この点に関する区の見解 上記について、現行と同様の整理をとした場合、端数処理により、調整率を乗じた数値と乖離が生じるが、その乖離の調整方法 	特定財源のうち、百円単位で四捨五入しているものは、区側も都側と同様に、引き続き百円単位で四捨五入すべきと考えている。 なお、この調整方法によって、金額に乖離が生じる場合の取扱いは、No.9のとおり対応すべきと考えている。
6		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な内訳がない経費（ex.学校運営費 - 需用費 - 電気料）について、端数処理をどうするか 	小数点未満四捨五入で対応すべきと考えている。 なお、調整率によって、小数点未満の金額に乖離が生じる場合の取扱いは、No.9のとおり対応すべきと考えている。
7		<ul style="list-style-type: none"> 積算の内訳がある経費（ex.結核健康診断費 - 結核対策委員会委員謝礼）について、どのように引き下げを実施するのか 単価、日数、人数を調整する場合、現在小数点以下の数値を設定していないものについては、同様に処理すべきと考えるが、この点に関する区の見解 	経費の内訳があるものについては、児童数に連動しない経費も一部あることから、別紙(Excel)のとおり、当該経費は据え置きとし、乖離が生じた金額分については、No.9のとおり対応すべきと考えている。
8		<ul style="list-style-type: none"> 国単価、都予算連動、都補助基準準拠、他費目との共通する単価（給与や旅費等）、その他何らかの資料等から数値を引用している経費については、単純に調整率を乗じるべきではないと考えるが、この点に関する区の見解 	ご指摘の経費について、区側も都側と同様に、単純に調整率を掛けるべきではないと考えている。なお、この結果として、金額に乖離が生じる場合の取扱いは、No.9のとおり対応すべきと考えている。

	項目	確認事項等	区側説明
9		調整方法に関する確認事項（No.2～8）を踏まえて、標準区経費を引き下げた結果、単位費用に増減が生じる場合、各事業間で経費の調整を行う必要があると考えるが、この点に関する見解及び想定している具体的な実施手順	調整率を機械的に乗じて算出した経費と、No.4～8までの調整方法によって算出した経費との乖離額については、単位費用に影響がでないように調整する必要があると考えている。このため、調整する必要がある場合は、事業内において調整すべきと考えるが、事業内の他に調整が行うことができる経費が無い場合は、事業間を跨いで調整を行う。事業を選定するに当たっては、調整後もその金額の規模が大きく変動しない程度に大きいもの、また、経費の性質上、積算内訳がある経費などを除いて選定する必要がある。その結果、小学校費の測定単位「児童数」では「学校運営費」の消耗品費、その他の教育費の測定単位「児童生徒数」では「事務局運営費」の消耗品費において、調整すべきと考えている。
10	職員数	・標準職員数に与える影響	今回の提案によって標準職員数に影響が生じるのは、その他の教育費（児童生徒数）の事務局運営費のみであると認識している。本事業の職員数については、比例費に係る人数分に調整率を乗じて、算出すべきと考えている。
11	固定費 （児童生徒数のみ）	・固定費についての調整方法 ・固定費について調整を行わない場合、固定費比率が変動する可能性があるが、その点に関する区の見解	固定費については、据え置くべきと考えている。固定費比率の変動により、段階補正後の算定に影響はあるが、その他の提案においても、算定を見直すことによって、固定費比率が変動することはあるため、特段の支障はないと考える。
12	補正	・小学校費「児童数」の密度補正では、準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正を実施しているが、今回の見直しによる本補正への影響に関する区の見解	補正係数の算出に当たり必要となる、標準区児童数・標準区準要保護児童数・準要保護児童1人当たり経費については、単位費用における整理がなされるため、特段の影響はないと考える。
13	財調協議	・令和4年度財調協議において、本提案が合意となった場合、他の児童数に関する提案の標準区への反映方法	既存経費と同様に調整率を乗じ、適切に端数調整を行う。ただし、対象学年が限られている提案等については、個別に適切に対応を行う。
14		・令和5年財調協議から令和7年度財調協議の期間について、財調協議の対象とする年度と協議を実施する年度の間で、標準行政規模の人数が異なることとなるが、新規提案等にあって参照すべき標準行政規模の人数はどちらとするか	新規提案にあたっては、当年度の標準行政規模で提案すべきと考えている。（R5財調協議における提案であればR4の標準行政規模に則した標準区経費で提案する。）
15	その他	上記を除き、標準区経費の引き下げにあたり、都区間で共通認識を持つべきと考える点や、整理すべき課題	特になし

35人学級の対応（投資）に係る論点メモ（区）

項目		都の確認事項等	区側説明
1	総論	<ul style="list-style-type: none"> ・「35人学級への対応として特別教室等から普通教室への転用工事（以下、転用工事）」について、態容補正による算定が適当であるとする考え 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回幹事会にて申し上げたとおり、区側としては単位費用で算定すべきと考えているが、現時点で都区の見解を一致させることが困難であることから、態容補正での算定を提案している。 ・態容補正での算定は、投資的経費の態容補正において、義務教育施設の新築・増築等に要する経費を算定していることから、妥当であるとする。
2		<ul style="list-style-type: none"> ・「特別教室等」の具体的な定義 ・35人学級への対応のみを目的とした転用工事の捕捉状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第3条第1項の規定によれば、小学校の特別教室は理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、義務教育学校は理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室である。 ・特別教室等とは、これらの教室のほか、多目的教室、少人数授業用教室、図書室、専用講堂、遊戯室等の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、特別活動を行う室等、普通教室の不足に際して、転用を行う室のこととして定義すべきと考える。 ・R4財調において算定対象とすべきと考えている、R3年度における普通教室の転用化工事の実績については把握していないが、単位費用での提案に際し、令和2年度における学校数、小学1年生児童数を用い、40人学級と35人学級とで発生する学級数の差を算出していることから、単位費用での提案と同程度の規模になるものとする。
3	投資的経費 地方交付税制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税制度における転用工事実施経費の算定状況及び方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、都市部を除き、全国的には少子化の影響により余裕教室にて35人学級の対応が行えているため、地方交付税措置はないと総務省交付税課に聞いている。
4		<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税制度における算定方法と、区修正案の方法の相違点及びその理由 	<ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり、地方交付税制度では算定はされていないが、区の実態から提案を行っている。
5	対象教室数 (対象工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・「知事が算定した普通教室化工事施工教室数」の算出方法と算定にあたる数値の確認方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値確認調書において、各区が前年度に行った35人学級への対応として普通教室への転用を行った特別教室等の数を記載し、支払関係書類や起工関係書類により確認を行うものとする。
6		<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする転用工事の特別教室等毎の具体的工事内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や多目的教室を普通教室に転用する経費を各区へ調査した際の調査項目は、校数、教室数、転用元教室内訳、対象学年、教室面積、決算額等であったことから、特別教室毎の具体的工事内容については把握していない。
7		<ul style="list-style-type: none"> ・転用工事の中に老朽化対策工事が含まれる場合が想定されるが、算定している大規模改修経費との切り分けはどのようにするのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事で算定されている工事内容について、普通教室への転用化工事において施工されるのであれば、重複が発生するため控除すべきと考える。重複控除にあたっては、数値確認に際し、大規模改修工事で算定されている工事の施工有無を各区に確認し、総工事費に占める割合を減じて算定すべきと考える。

	項目	都の確認事項等	区側説明	
8	補正式	<ul style="list-style-type: none"> ・転用工事の実施事由として、35人学級への対応に加え人口増によるもの等も考えられるが、この対象教室数について、客観性を担保した数値確認が可能となる方法 ・合わせて、実施事由に35人学級への対応以外のものも含まれた際の確認方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値確認調書において、各区が前年度に行った35人学級への対応として普通教室への転用を行った特別教室等の数を記載することにより確認し、疑義が生じる場合は、起工関係書類等により確認を行い、35人学級への対応以外の事由による転用化工事であると判断される場合は、算定対象外とすべきと考える。 ・35人学級への対応及び人口増の両面から転用化工事の必要性が発生した場合の懸念と推察するが、35人学級への対応としての工事であることから、算定対象とすべきと考える。 	
9		<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度財調協議において、「特別教室ごとに改修経費は異なることは明白であるから、特別教室ごとに経費を設定すべき」との都側が指摘した事項の反映状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度からR2年度において、各区が行った特別教室等の普通教室への転用化工事を調査したところ、転用前の種別の上位4位（多目的教室、特別活動教室、コンピュータ教室、図書室）の平均と、すべての教室の平均とで、大きな差が見られなかったことから、すべての教室の平均単価で設定すべきと考える。 	
10		1教室あたり費用 <ul style="list-style-type: none"> ・各区の転用工事の決算額について、同一種別の特別教室でも乖離が見られる理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や多目的教室を普通教室に転用する経費を各区へ調査した際の調査項目は、校数、教室数、転用元教室内訳、対象学年、教室面積、決算額等であったことから、特別教室毎の具体的工事内容を把握しておらず、乖離の理由は不明である。 	
11		<ul style="list-style-type: none"> ・態容補正の区案により、平成30年度から令和2年度までの3か年実績で試算した場合、充足率が約45%の区から約650%の区までバラつきが生じるため適切な区間配分となっていない。この点についての区側の見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・区間のバラつきは、各区における1室単価の差が主な要因であると考えている。区案においては、これらの単価差も含め、すべての教室の平均単価で設定しており、特別区全体としては妥当な単価であると考えている。 	
12		<ul style="list-style-type: none"> ・国の「学校施設環境改善交付金」は、転用工事も交付対象としているか、伺う。交付対象となる場合、過去の実績によらず補正式にも特定財源として設定すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・転用工事も対象となっているが、補助対象工事の下限額が1校当たり2000万円であることから、事実上、交付対象外となるため、特定財源として設定すべきでないと考えている。 	
13		特定財源 <ul style="list-style-type: none"> ・転用工事は地方債の対象となるのか。地方債の対象となる場合、起債を基本とした算定とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.12で回答した通り、学校施設環境改善交付金の対象外となることから、本工事費は地方単独事業として整理すべきと考える。 ・「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」において、「単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、1校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごとの対象事業費が2千万円以上（小規模校、コンピュータ教室の改造等については1千万円以上、トイレの改修、空調設備の設置等については4百万円以上）のものをいうものであること。」とされていることから、本工事費に対し、起債充当を行うべきではないと考えている。 	
14		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・態容補正の修正案についても、令和6年度までの時限算定か ・算定の対象となる転用工事の実施年度はいつか 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度実績を交付対象とし、小学6年生が35人学級化されるR7年度までの時限算定とすべきと考える。 ・R4財調ではR3実績を、R5財調ではR4実績を、R6財調ではR5実績を、R7財調ではR6実績が対象となる。
15			<ul style="list-style-type: none"> ・区修正案の年度別対象工事数とその想定影響額 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別対象工事数及びその想定影響額については把握していないが、単位費用での提案に際し、令和2年度における学校数、小学1年生児童数を用い、40人学級と35人学級とで発生する学級数の差を算出していることから、単位費用での提案と同程度の規模になるものと考えている。